

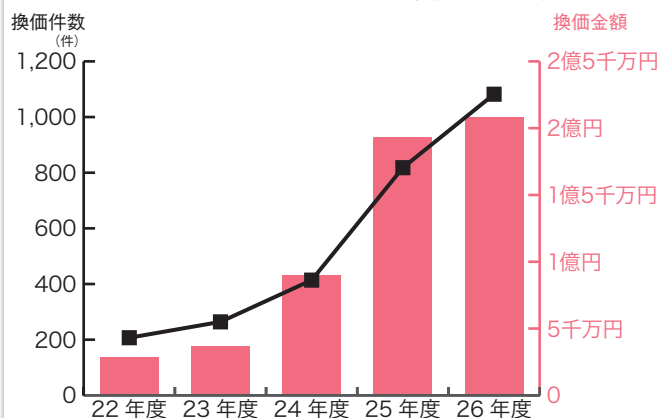
**収納
対策**

税負担の公平性の確保と公共サービスの充実のために

滞納は見逃しません！

写真は、車の差し押さえ（タイヤロック）

滞納整理による収納などの年度別実施状況

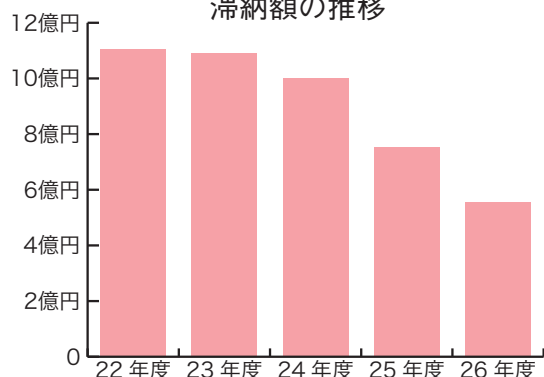


市税の収納状況と公平性の確保

平成26年度の市税(国民健康保険税を除く)の収納額は約104億円で、収納率は98・87%です。ほとんどの納税者の皆さんは、年度内に収めていただいています。毎年約1%の滞納が積み重なり、市税の滞納総額は、約5億円にのぼります。

市では、税負担の公平性の確保と住民サービスの充実のため、滞納整理を進めています。

滞納額の推移



地方税法と滞納処分

地方税法では、滞納されている税金は、財産を差し押さえ、処分することで徴収しなければならないと定められています。

そのため、市税を期限までに納付されなかった場合、滞納となり督促状や催告書が送られるだけでなく、本来納めるべき税額に延滞金もあわせて納めなければなりません。市税を滞納したままにすると滞納者の財産(給与・預貯金・車・不動産など)は、差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。

納税相談を 受け付けています

納税相談とは、滞納税金を完納するため、分納計画を立てることをいいます。

収納課では、担当職員が現在の収支状況をお聞きします。原則は一括納付。それができない場合は、分納することが出来ます。

滞納を放置したままにすると、延滞金が増加されるだけでなく、滞納処分が執行されます。早期の相談が、早い完納につながります。

また、ファイナンシャルプランナーによる生活再建型の相談も月2回（第1・3木曜日）受け付けています。



滞納処分の流れ

納期限を過ぎてしまうと

法令の規定により、納付期限経過後20日以内に督促状を送付します。

督促

督促状の発送から10日を経過しても完納できない場合は、財産の差し押さえを行うこととされています。

催告

督促状を送付しても納付がない場合は、催告書の送付、電話催告を行います。

財産調査

滞納となったときは、財産を確認するために、金融機関、勤務先、取引先などに対して法令に基づき、調査します。

差し押さえ

公売・換価

差し押さえ後も納付がない場合は、差し押さえた財産は債権の取り立てや公売で金銭に換え（換価）、市税滞納分に充てます。

税充当

Q & A

① 延滞金は納付しないといけないのですか？

答え

多くの人が納期限内に納付されており、その皆さんとの「公平性の確保」という面から、延滞金は完全徴収しています。延滞金が増加されないためにも、納期内納付をお願いします。

② 搜索とはなんですか？

答え

搜索とは、法律に基づいた滞納処分の一つです。滞納者の自宅や店舗に、実際に入り生活状況を見て、財産があればその場で差し押さえを行います。徴税吏員は、裁判所の令状が必要なく、搜索を行うことができます。

合同公売会にも 取り組んでいます

市では、納税の公平性確保と収納向上を図るため、滞納処分（差し押さえなど）を強化しています。差し押さえ物件は売却し、滞納者の未納税金などの支払いに充てています。広域的な取り組みとして、県内外の市町村と合同で公売会を開催しています。



動産の公売会の様子

口座振替が便利です

口座振替を利用すると、納付の際に市役所や金融機関などに出席する必要がありません。自動的に預貯金から振替えられるので、納め忘れがなく安全、確実に便利です。申込手続は、簡単・無料でできます。詳しくは税務課まで。

※各使用料なども口座振替ができます。



■ 収納課（内線126）